

○中野市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成17年4月1日規則第4号

改正

平成22年3月8日規則第1号

平成24年12月20日規則第27号

中野市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年中野市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 条例第4条に規定する市長が別に定める日は、4月10日又は新たに議員となった日から起算して10日とする。

2 条例第4条の規定による申請は、中野市議会政務活動費交付申請書（様式第1号）によるものとする。

(交付請求)

第3条 条例第6条に規定する市長が別に定める日は、政務活動費の交付決定の通知を受けた日から起算して5日とする。

2 条例第6条の規定による交付請求は、中野市議会政務活動費交付請求書（様式第2号）によるものとする。

(収支報告)

第4条 条例第8条に規定する市長が別に定める日は、翌年度の4月末日又は議員でなくなった日から起算して30日とする。

2 条例第8条の規定による報告は、中野市議会政務活動費収支報告書（様式第3号。以下「収支報告書」という。）によるものとし、領収書その他支出を証する書類を添付するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第8条の規定により収支報告書が提出されたときは、当該収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(収支報告書の保存)

第6条 議長は、提出された収支報告書を、当該収支報告書に係る政務活動費の交付年度の翌年度から起算して5年保存しなければならない。

(帳簿等の整理及び保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費の支出に係る帳簿の調整及び証拠書類の整理をし、これらの書類を当該政務活動費の交付年度の翌年度から起算して5年保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の中野市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年中野市規則第4号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月8日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日規則第27号）

(施行期日)

1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の中野市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第2項の規定にかかわらず、平成24年度分の政務調査費に係る収支報告書については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第5条関係）